

2025.12



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】扶養家族の年収額の改正

今年から扶養家族の条件における収入基準が改正されました。社会保険の扶養家族（被扶養者）と税制度の扶養家族（扶養親族）いずれも変更点があります。いわゆる「年収の壁」対策として改正されもので、年末調整に関係するところもあります。改めて整理しておきましょう。

扶養家族の年収額の改正

【注意】給与収入のみの場合の金額で表示しています。

社会保険（被扶養者）	税（配偶者・扶養親族）
<p>【原則】 年収：130万円未満 ◆ 60歳以上の場合は180万円未満 ◆ 同居の場合、被保険者の年収の2分の1未満であること ◆ 別居の場合、年収が被保険者からの仕送り額未満であること</p> <p>【改正：2025年10月1日～】 年収：150万円未満 ◆ 19歳以上23歳未満の被扶養者 ◆ 年収額・年齢以外は原則と同じ条件</p>	<p>【配偶者控除】 年収：123万円以下 ◆ 本人の年収が1,195万円以下であること</p> <p>【配偶者特別控除】 年収：123万円超～201.6万円未満 ◆ 本人の年収が1,195万円以下であること</p> <p>【控除対象扶養親族】 年収：123万円以下 ◆ 年収額以外は昨年までと同じ条件</p> <p>新設 【特定親族特別控除】 19歳以上23歳未満の特定親族 年収：123万円超～188万円以下</p>



ここがポイント

● 年収の計算期間の違いに注意

社会保険の被扶養者と税の扶養親族の年収は、算定する対象期間が異なります。

社会保険の場合、原則として**認定日時点から1年間**の状況で年収条件をクリアしているかどうかを判断します。

税の場合、その年の**1月1日～12月31日**の年収額で条件を満たしているかどうかで判断します。

社会保険の被扶養者であれば税法上の扶養親族にも該当することが多いのですが、集計期間の違いによっていずれか一方だけ該当するケースも起こり得ます。

労務Room Q & A

Q

社会保険の被扶養者の認定基準について他に変わる予定があるのですか？

A

社会保険の被扶養者認定基準について、一時的に認定基準の年収を超えても、雇用主の証明があれば2年連続までは引き続き被扶養者として認定される取扱いが恒久化されています。

また令和8年4月より労働契約時点では金額が見込みがたい時間外手当（残業代）は、年収には含まない改正が予定されています。

昭和と令和の年金相談

今年もいろいろな法改正がありましたが、労働社会保険の分野でいえば6月に公布された年金制度改革法が注目されます。改正の内容を踏まえると、今後、年金法の改正が企業の労務管理に影響を及ぼす場面が増えていくのではないか、と実感しています。

被用者保険の適用拡大や在職老齢年金のルール変更は、人事制度や定年再雇用のあり方に見直しを及ぼす可能性があります。あらたに社会保険に加入する従業員をどのように処遇し、位置づけるか。年金や高年齢雇用継続給付を理由に定年後の賃金を減額する考え方には、もはや現実感がありません。

標準報酬月額の段階的引上げも経営者の役員報酬の決め方に変更を迫ることになりそうです。政府の統計調査によると、業績や本人の成績によって決められるべき役員報酬が、在職老齢年金のしくみや標準報酬月額の上限額を意識して決められている傾向がうかがえます。

昭和の年金相談は年金制度のみに特化したスタイルが主流でした。働くことと年金をもらうことが分離していたため労務管理を考慮する必要も乏しかったといえます。近年の年金は「WPP」の理念が提唱されています。長く働いて（Work Longer）、私的年金（Private pension）で繋げて、公的年金（Public pension）に至るライフスタイルです。

令和の年金相談は労務管理を融合させた対応が不可避になりそうです。



【魚くん探知記】 今月の一尾

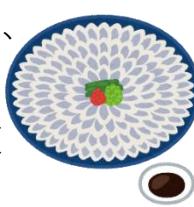
河豚：ふぐ

食用河豚の最高峰といえばトラフグですが、厚生労働省の統計によると昨年のフグによる食中毒の発生件数は10件程度だったそうです。10年前ぐらいは50件ほど発生していて、大半が家庭内で起きています。

関西では毒のあるフグを「鉄砲」といい、鉄砲の刺身でフグ刺を「てっさ」、鍋料理を「ちり」といい、フグ鍋は「てっちり」と略します。

そこまで危険な魚だとわかっていても冬になると惹かれるのは、その食感や脂身、歯ごたえなどの故でしょうか。

くれぐれも食べ過ぎで、お腹が
不具合にならないように良い年の瀬をお迎えください。



【一劇必撮】 今月の一枚



本土寺（千葉県松戸市）

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>



mobile
website



S R P II 認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ
宣言事務所